

～簡易水道事業のてびき～

(平成26年4月改訂)

1. 水道法による規定について

水道を規定する基本法として「水道法」(昭和32年法律第177号)があります。水道法において、水道を設置したり、運営・経営をする場合に必要な認可・届出事項やいろいろな基準が定められています。

水道法では、次のようなことが規定されています。

- 用語の定義
- 水質基準
- 施設基準
- 水道事業者が守るべき事項
- 技術的管理業務の委託について など

◆用語の定義 (水道法第3条)

◇ 導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体を「水道」といい、一般の需要に応じて水道により水を供給する事業を「水道事業」といいます。(※水道事業のうち、計画給水人口が100人を超え5,000人以下である水道によるものを「簡易水道事業」といいます。)

- 水道事業を営もうとするものは、知事の認可を受けなければなりません。
- 水道事業の規模(計画給水人口や計画給水量、給水区域など)を変更するときは、変更の認可を受けなければなりません。(ただし、変更の届出ですむ場合もあります。)

必要な資料：認可(変更認可)申請書

給水人口、給水量、給水区域等の事業計画書

水源、浄水、送水、配水施設等の工事設計書

◆水質基準 (水道法第4条)

◇ 水道により供給される水は、安全確保の観点から一定の要件を備えなければなりません。

- 病原生物に汚染されていないこと。
- シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- ほとんど無色透明で異常な臭味がないこと。

などを基本に、51項目について水質基準値が定められています。

◇ これらの要件の基準に関して必要な事項(項目、測定方法や基準値)は、厚生労働省令で定められています。

◆施設基準（水道法第5条）

- ◇ 水道施設は、清浄、豊富な水を確保するための一定の条件を備えなければいけません。
たとえば、
 - 施設の位置、配列は、その布設並びに維持管理が経済的であり、給水が確実であること
 - 構造、材質は、水圧、土圧、地震等に対し耐力があり、かつ、水の汚染、漏水がないことなどです。

◆水道事業者の義務など、守るべき事項

- ◇ **給水開始前の届出（水道法第13条）**
水道事業者が、配水施設（配水池を除く。）以外の水道施設を新設、増設又は改良し、その施設を使用して給水を開始するときは、知事に届け出なければなりません。
※必要な書類：給水開始前届出書
給水しようとする水の水質検査結果書
新設、増設又は改良した水道施設の検査結果書
- ◇ **供給規程の設定と供給条件の変更の届出（水道法第14条、第38条）**
水道事業者は、水道料金、給水装置工事の費用の負担区分、その他の条件などについて規定（「供給規定」といいます）を定めなければいけません。
市町が運営する（公営）の水道事業者が水道料金を変更したときは、知事に届出なければいけません。
水道組合など市町が運営する以外（民営）の水道事業者が水道料金及び給水装置の費用負担区分、その他の供給条件を変更するときは、知事の認可を受けなければいけません。
※必要な書類：（公営）水道料金変更届
料金の算出根拠を示す書類
経常収支の概要を示す書類
（民営）供給規定変更認可申請書
料金の算出根拠を示す書類
給水装置工事の費用の負担区分など経常収支の概要を示す書類
- ◇ **水道技術管理者の設置（水道法第19条、第25条）**
水道事業者は、技術上の業務を担当させるため一定の資格を有する水道技術管理者を一人以上おかななくてはなりません。
また、水道技術管理者に変更があった場合は、速やかに知事に届出をしてください。

●水道技術管理者の資格●

水道に関する技術上の実務に従事した経験年数					
水道技術管理者として 基礎教育を受けた者		土木工学		土木工学以外の 工学及び理学・農学 ・医学・薬学	工学・理学・農学・ 医学・薬学以外の 学部・学科
		衛生工学 水道工学 を専攻	衛生工学 水道工学 以外を専攻		
	新制大学院 大学の専攻科	6ヶ月以上	1年以上		
	新制大学	1年以上	1年6ヶ月 以上	2年以上	2年6ヶ月以上
	旧制大学	1年以上		2年以上	2年6ヶ月以上
	短期大学 高等専門学校 旧制専門学校	2年6ヶ月以上		3年以上	3年6ヶ月以上
高等学校 旧制中等学校	3年6ヶ月以上		4年以上	4年6ヶ月以上	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以上水道の技術上の実務に従事した経験を有する者 ・厚生労働大臣が認定する講習を習得した者 				など

◇ 定期、臨時の水質検査（水道法第4条、第20条、県水道水質管理計画）

水道事業者は、

○事業年度の開始前に水道水質検査計画を策定し、公表しなければいけません。

○水道により供給される水について、定期の水質検査（「水質基準に関する省令」（平成15年5月厚生省令第101号）表の上欄に掲げる項目）を実施しなければいけません。

また、異常があった場合は、臨時の水質検査を行わなくてはなりません。

●水質検査の項目●

1日1回検査	色、濁り、消毒の残留効果(残留塩素濃度)
月1回検査 (11項目)	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物質(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度、ジェオスミン*、2-メチルイソボルネオール*(★水源がダムの場合に藻類の発生時期のみ)
3ヶ月に1回 (16項目)	シアン化物イオン及び塩化シアン、亜硝酸態窒素、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジプロモクロロメタン、総トリハロメタン、臭素酸、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等(硬度)

※ その他24項目については3ヶ月1回を原則とするが、過去3年間の水質検査結果によって検査回数を減らすことができます。

また、原水（又は水源）について、水質が最も悪化していると考えられる時期に毎年1回定期的に検査を実施するとともに、水源が深井戸でない場合は3ヶ月に1回クリプトスポリジウム原虫等の指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）検査を合わせて実施してください。

※水質検査は厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関に委託して行うことができます。

◇ 定期、臨時の健康診断（水道法第21条）

水道事業者は、取水場、浄水場、配水池の業務従事者、構内居住者について6ヶ月以内ごとに1回定期的健康診断を行わなくてはなりません。

また、異常があった場合は、臨時の健康診断を行わなくてはなりません。

※健康診断の内容：病原体がし尿に排せつされる感染症の患者の有無

◇ 衛生上の措置（消毒など）（水道法第22条）

水道事業者は、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければいけません。

施設の清潔、汚染の防止、給水栓水における遊離残留塩素は、0.1mg/リットル（結合残留塩素の場合、0.4mg/リットル）以上、また病原生物に汚染されるなど異常があった場合には、遊離残留塩素は、0.2mg/リットル（結合残留塩素の場合、1.5mg/リットル）以上保持するように定められているので、必ず塩素消毒をしてください。なお、消毒設備は予備を保有してください。

◇ 給水の緊急停止（水道法第23条）

水道事業者は、供給された水で人の健康を害する恐れがあったことを知ったときは、直ちに給水を停止しなければいけません。

また、その水を使用することが危険であるということを関係者に周知しなければいけません。

◆技術的管理業務の委託（水道法第24条の3）について

水道事業者は、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者（受託水道業務技術管理者を置いている水道管理業務受託者）に委託することができます。

なお、業務を委託したときは、遅滞なく、委託契約書を添えて、知事に届出しなければなりません。

※これらの義務などを守らなかった場合には、罰則（罰金50万円～100万円以下）が適用される場合があります。

2. 水道の事故及び水質異常時の対応について

（石川県飲料水対応マニュアル）

石川県では水道施設の事故や浄水水質が水質基準値を超えるなど、供給する水が人の健康を害するおそれがある場合の対応として、「石川県飲料水対応マニュアル」を定めています。

供給する水が人の健康を害するおそれがある場合は、直ちに、石川県飲料水対応マニュアル(平成25年4月改訂)に基づいて所轄の保健所に通報してください。

そののち、所轄保健所等と連携のうえ、原因を究明し、供給する水の汚染防止対策を講じることが必要です。

お問い合わせは石川県庁または最寄りの保健所まで

石川県環境部 水環境創造課	〒920-8580	金沢市鞍月1丁目1番地 TEL (076)225-1491
南加賀保健所	〒923-8648	小松市園町又48番地 TEL (0761)22-0793
石川中央保健所	〒924-0864	白山市馬場2丁目7番地 TEL (076)275-2642
能登中部保健所	〒926-0021	七尾市本府中町ソ27番9 TEL (0767)53-2482
能登北部保健所	〒928-0079	輪島市鳳至郡畠田102番地4 TEL (0768)22-2011